

令和5年度 第4回鴨川市環境審議会 会議議事録

日 時 令和6年1月22日(月) 9時58分開会 11時30分閉会
 場 所 鴨川市役所 7階会議室
 出席者 委員9名、事務局
 (委員：飯塚委員、鎌田委員、田村委員、中野委員、藤原委員、本多委員、田原委員、保田委員、伊藤委員)
 欠席者 齋藤委員
 配布資料 1. 議会次第
 2. 鴨川市環境審議会委員名簿
 3. 検討資料(し尿及び浄化槽汚泥の処理手数料の改定について)
 4. し尿及び浄化槽汚泥の処理手数料の改定について(答申案)(後付配布)
 議 事 令和5年度 し尿及び浄化槽汚泥の処理手数料の改定について
 その他

発信者	要旨
事務局	<p>皆さん、こんにちは。定刻前ですが、皆さんお揃いになりましたのではじめてさせていただきます。本日はお忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>本日の会議でございますが、出席委員は9名でございます。鴨川市環境審議会規則第3条第2項の規定により過半数に達しておりますので、本審議会が成立いたしますことを御報告いたします。</p> <p>ただ今から、令和5年度第4回鴨川市環境審議会を開催させていただきます。</p> <p>本審議会でございますけれども、鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領第3条の規定によりまして原則として会議を公開しております。本審議会におきまして、傍聴のお申し出をされている方がいらっしゃいますので御報告いたします。</p> <p>また、会議録を作成し、原則としてこれを公開することとなっております。本日の会議を録音させていただきますので、御了承くださるようお願い申し上げます。</p> <p>本日の司会進行を務めさせていただきます。環境課課長補佐の鈴木と申します。どうぞよろしくようお願い申し上げます。</p> <p>会議に先立ちまして、本日の会議資料の確認をさせていただきたいと存じます。</p> <p>A4用紙2枚、本日の次第と、委員名簿でございます。次に、右上に(参考)と記載のある「鴨川市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の改定について」という資料でございます。次に、「し尿及び浄化槽汚泥処理手数料の改定について」でございます。</p> <p>それでは、はじめに田村会長より御挨拶をお願いいたします。</p>
田村会長	(会長挨拶)
事務局	ありがとうございました。

	続きましてこの場をお借りし、長谷川市長から御挨拶をお願いいたします。
市長	(市長挨拶)
事務局	市長ありがとうございました。 それでは、鴨川市環境審議会規則第3条第1項で、審議会の議長は会長が行うこととなっておりますので、田村会長よろしくをお願いいたします。
田村会長	それでは規則により議長を務めさせていただきます。皆様に御協力をお願いいたします。はじめに議事録署名人の指名をさせていただきたいと思っております。本審議会の会議録署名人につきましては私から指名してもよろしいでしょうか。名簿順に今回は、藤原委員にお願いします。
藤原委員	はい。
田村会長	次に答申の方法について審議をいただきたいと存じます。 前回の審議会でも市長から、し尿及び浄化槽汚泥処理手数料の改定について諮問を受けました。処理手数料に係る改定内容について委員の皆様から御質問等を頂戴したところでございます。各委員から御意見、御提言をいただき、委員皆様の審議を経て賛同を得た後、本日の会議の中で市長に答申すること。それに御異議ございませんか。
全委員	異議なし
田村会長	ありがとうございます。 それでは議事に入る前に傍聴人の方入室をお願いします。
	(傍聴人3名入室)

議 事

し尿及び浄化槽汚泥の処理手数料の改定について

発信者	要旨
田村会長	それでは議事に入らせていただきます。議事の「浄化槽汚泥処理手数料の改定について」を議題といたします。説明をお願いします。
	(事務局より説明)
田村会長	令和5年11月22日に市長より、し尿及び浄化槽汚泥処理手数料の改定についての諮問があり、主旨内容等につきまして説明をいただいたところでございます。また事務局より説明を受け、御協議をいただいたところでございます。皆様よりさらなるご提言等をいただきたいと思います。御質問等ございますか。
伊藤委員	処理に関わる手数料の比較をみております。今回、手数料を改定することによって、し尿処理に関わる市の財政上の変化、それはほとんど人件費になるのだと思いますけれども、それは多少カバーできるようになるのか。どういう影響が出るのか教えていただけますか。
事務局	市の財政効果ということですが、今投入手数料で6.2円頂戴しているところを7.2円に、となります。令和4年の参考データで今課長が申し上げました966万8,514リットルに対して処理手数料がかかります。この1円分の上昇を考慮しますと、966万8,000円ほど市の手数料収入としてはアップする試算になっております。あくまで

	も令和4年度のことになりますので、これは投入量によって当然変化することになります。
伊藤委員	そうすると、この改定をした場合は近隣市町より全般的に高めになるんですね。もし960万アップすることによって市のコストを払えるということですが、近隣市町に合わせもう少し下げた場合、財政的にはかなりきつくなるということですか。
事務局	確かに上昇はします。ただ、近隣市町の水準は7円、千葉県内の水準につきましては7.2円ですので決して突出しているわけではないと考えております。
伊藤委員	鴨川市内で、し尿処理していますよね。
事務局	はい。
伊藤委員	そうすると。例えば、ほかの市町での収集分を、鴨川市が処理するというになると業者の方には少し多く入るといことはありますか。
事務局	他の市町から運び入れるという前提ですか。
伊藤委員	鴨川市内の分だけ収集している訳ではないよね。
事務局	鴨川市だけです。あくまでも鴨川市のみの収集分になります。
田村会長	ほかに御意見ございますか。
事務局	伊藤委員さんから御指摘があった件でございますけれども、もし効率を考えると市町を超えてということになりますと、許可業者さんが直接やり取りをするのではなくて市町間のやり取りで検討しなければならないことになります。例えば、鴨川の衛生センターで一度受けたものを鴨川市でまとめて他市に出すとか、そういった検討方法というのはなかなか難しいのですけれども、他市と連携する場合には、そのように市町同士のやり取りという形に置き換わる形になります。基本的に各市町での収集分は、市をまたがずに処理することが前提となっております。
田村会長	ほかに意見ございませんか。
中野委員	9ページをみますと、単独浄化槽の汚泥のばっき式の価格だけが著しく近隣市町の費用より低い。もともと鴨川のばっき式の100人槽は18万5千円ということだから半額になるのですけれども、ここは合理的な価格設定と言えるのでしょうか。リットルあたり、直近で、高く取り過ぎているという解釈でいいのでしょうか。
事務局	高く取り過ぎているというよりは、最初に単独浄化槽が整備されたことが、こちらの単価設定に大きく作用しているようです。昭和40年代から単独浄化槽が整備されている際に旧組合や各自治体で、作業性を考慮した上で単価設定がされておりました。合併浄化槽の普及が進み、し尿と合併浄化槽は新たな単価設定となり、従量制に置き換わっている。その中で、単独浄化槽だけ旧来の積算されたものが残っていたという形になり、単価設定の考え方がそれぞれ違っていたというところがあります。 それらについて企業の物価指数等で補正をしたいと、それぞれ従量制で合わせたいということで検討させていただいております。先般の会議の中でも、その辺を含めて御提案させていただいたところです。

	単独浄化槽のみ単価設定の考え方が違うという形です。
中野委員	考え方が違うし、今回のほうが合理的だということですね。
事務局	はい。
中野委員	改めて9ページ、近隣市町の比較で、100人槽だけが逆転して大幅に違うものだから気になりました。従量制でやっているんですか。
事務局	おそらくおおもとがどこかにあったかと思えます。そこに各自治体の考え方が加わり、例えば近隣市町で言いますと、小さなものについては鴨川市が高いですけれども、35人槽以上のものについては近隣市町の方が逆に高くなってしまっているという少しびつな構造が生じています。今となっては、なかなか説明しがたいという状況になっております。
中野委員	鴨川市の今回の考え方が合理的であると納得するのはよいと思いますが、改めてお聞きしました。
田村会長	公平性にもなるということですね。
事務局	そうですね。
本多委員	観光協会という立場で、旅館業・ホテルの方が多いので、理事会でこの情報を開示させていただきましたところ、残念ながら否定的な意見がありました。 安くなる場所もあるのかもしれませんが、全体的に高くなるというところでは当然それほど良い答えは返ってきてなかった。やはり近隣市町と合わせるということもあるのですが、価格設定を条例で決めるのではなく、もう少し自由にできていいのではないかと。そのような意見はございました。 それについても多分、業者の方から色々調整があつてこういうことになったということをお聞きしていますが、そうでない行政もあるということをお聞きしておりますので、今後はどうするのかも含めて、それを例えば今回は別にしても近隣市町でその価格設定をしていない自由競争というかそういった場合には何か弊害がでてくるのかでてないのかその辺意見があればきいてみたいと思います。
田村会長	はい。本多委員の意見に対して情報ありますか。
事務局	環境課また衛生センターで、この件に限らず総合的な意見交換等を周辺で行っております。他市で、単価設定をしない場合の弊害というのは特に伺っておりません。逆に、単価設定をすることにより事業者の皆様におかれましては、当面これまでがそうだったこともあり、お客様への説明がしやすい等の利点も一方であるのかなというところもございます。御指摘いただいたような状況は許可業者の皆様とも共有しており、現状を踏まえた上で引き続き協議させていただきたい意向でございます。
本多委員	わかりました。一応、そういう意見がございますので報告します。
田村会長	ありがとうございます。
鎌田委員	8ページの5の衛生センター搬入手数料単価については、市の施設で処理する費用にあてているものと理解しますが、それ自体は赤字なのでしょうか、黒字なのでしょうか。それとも同じくらいなのでしょうか。簡単に言うと、この手数料だけで資金繰りできるのか、市税の方からの持ち出しをしているのか、あるいは少し余剰が出て市

	税のほうに回していらっしゃるのかというところを教えてください。
事務局	施設側の運営に係る経費のうちの約半分程度が、手数料の基本的な考え方になっております。しかし近年、人件費、物価等の上昇によって徐々に半分というのが下がってきているという状況でございますので、今回もし上昇部分が図られたのであれば、それに近づいていく方法であるというようなことは考えております。
鎌田委員	ありがとうございます。
田村会長	市の負担が半分程度あるということですね。
事務局	そういうことです。
鎌田委員	わかりました。
田村会長	他になければ質疑応答を終結させたいと思います。
全委員	異議なし
田村会長	ここで少しお時間を頂戴し答申書（案）を作成したいと存じます。御了承いただけますでしょうか。
	（休憩）
田村会長	それでは、会議を再開いたします。 ＝答申書（案）の配布＝ 事務局で読み上げをお願いします。
事務局	それではこちらの答申案ということでお配りをさせていただきました内容について、読み上げて御説明をさせていただきます。 し尿及び浄化槽汚泥の改定について（答申） 令和5年11月22日付け鴨環第597号で諮問のあった表記の件について下記のとおり答申します。 本審議会は、鴨川市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第24条に基づく一般廃棄物処理手数料（し尿及び浄化槽汚泥）の改定について、慎重に審議をした結果、許可事業者の経営及び本市衛生センターの運営に関する社会情勢の影響を考慮するとともに、近隣市町の状況を鑑み、次のとおり手数料の改定を図ることが妥当であるとの結論を得ましたので答申します。 なお、施行に当たっては市民、事業者への影響を考慮するとともに、手数料改定の必要性を広く周知し、理解を得ることに努めること。 また、し尿及び浄化槽汚泥収集運搬許可業者に対しては、時代の変化に対応し、将来にわたり安定的かつ効率的な事業運営が図られるよう期待します。一方、単価設定の在り方については市周辺自治体の状況を踏まえて検討を継続することを望みます。 一般廃棄物処理手数料（し尿及び浄化槽汚泥の改定）

	<p>1 市が収集、運搬する、し尿及び合併・単独処理浄化槽の汚泥処理手数料は10リットルにつき、165円とすること。</p> <p>2 市の処理施設に許可業者が搬入する浄化槽清掃に伴う汚泥の処理手数料は10リットルにつき、72円とすること。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
田村会長	ただいま読み上げました答申書（案）でよろしいでしょうか。
全委員	異議なし
田村会長	それでは、ただ今御同意をいただきました答申書をもちまして、市長へ答申いたしたいと思ひます。答申書をととのえますので、休憩に入ります。
	(休憩)
事務局	<p>続きまして答申でございます。</p> <p>会長より市長へ答申書の伝達をさせていただきたいと存じます。会長よろしくお願ひします。</p>
田村会長	鴨川市長 長谷川孝夫 様、し尿及び浄化槽汚泥処理手数料の改定について答申いたします。よろしくお願ひします。
市長	<p>はい。ありがとうございます。感謝申し上げます。</p> <p>大変貴重な時間をいただきまして、御審議をいただきました。御案内のように、田村会長様よりし尿及び浄化槽汚泥の処理手数料の改定につきまして、答申書を受け取りさせていただきまして。委員の皆様方におかれましては、処理手数料の値上げという諮問をさせていただいたところございました。それぞれのお立場から貴重な御意見を頂戴しまして、慎重に御審議をいただきましたこと、ここに厚く御礼を申し上げます。また、答申と合わせまして頂いた御意見につきましても、改めて本業務の重要性を市民や事業者、そして許可事業者の皆様にも改めて認識していただけるようしっかりと取り組んでまいりたいと思ひます。処理手数料単価のあり方等につきましても、将来にわたり周辺自治体で検討してまいりたいとこのように考えているところがございます。なお、し尿処理は私どもの日常生活の中で欠くことのできない大きな仕事でございます。重要な自治体業務の一つでありまして、浄化槽等の清掃を担う許可事業者の経営を安定的かつ継続的に維持していくことは市の責務であると、このように思っているところがございます。本市といたしましても、市民皆様の生活環境をよりよくするために、今後も委員の皆様から様々な場面で御意見をいただく機会も増えてくるものとこのように思っているところがございます。</p> <p>なんといいましても市民に対してこうした手数料等々の引上げ、あるいは設定につきましても公平であることを基本理念といたしまして対応してまいりたい、とこのように思っております。しかしながら物価高騰等、業者間におきましても、それぞれ大変な御苦勞があるものと思っているところございまして、今後ともその辺のところをしっかりと見据えながら市民の皆様の声聞きながら対応してまいりたい。そういう意味ではこの審議会は大変重要な位置を示しているところがございます。それぞれの</p>

	<p>お立場から、今後とも引き続きのお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。</p> <p>貴重な御審議をいただいたことを心から感謝申し上げます、今後ともよろしくお願い申し上げます、御礼の挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。</p>
田村会長	<p>以上を持ちまして本日の環境審議会を終了させていただきます。本日の議事、滞りなく終了いたしましたので議長の任務を退かせていただきます。本日は長時間にわたり慎重な審議いただき大変ありがとうございました。</p>

その他

事務局	<p>続きまして、その他でございます。</p> <p>委員の皆様から何かございますか。</p>
伊藤委員	<p>池田地区メガソーラーについて、市長のお考えをお伺いしたい。</p> <p>市民の方々の意見はどうか。目立つのは反対という人でしたけれど、積極的に賛成している人はおりますか。あと、安全性というか、危険性の問題に関わるのですが、能登地方であれだけの地震が起こっているの、この房総地域でもかなり地震の発生確率みたいなのが高いといわれている中、計画されているソーラーパネル発電施設がどの程度の地震に耐えられるのか。もう一つは、地滑りの危険性もかなりあると思いますので、斜面に切土をするなり、それを整地した後に杭を打ち込んで、それは地滑りを誘発する可能性があるのかないのか。漏電や感電のおそれはないのか。その辺についてお話を伺いたいです。</p>
市長	<p>はい。この件につきましては、先般も皆様方に経過報告という形でお話をさせていただいたところで、議会等でも多くの質問をいただいております。結論的には、県の林地開発許可これが前提となっているということが事実、挙げられるところがございます。しかしながら、本市におきまして、しっかりとその林地許可が施行されるためにはどうしたらいいのか、ということで本市と業者との間で5項目の協定を結び、これをしっかりと守ることが前提であると認識しながら、伊藤委員さんもおっしゃられたように、災害等非常に厳しい状況にあるということも事実でありますので、それもしっかりと踏まえながら県とも協議し対応してまいりたいとこのように思っているところでございます。許可権者はあくまでも県でございます。決して逃げるとか逃げないとか、そういうことではなくして、計画等が出されるわけでございますから、それをしっかりみながら対応していくということが、今後の私どものスタンスになってくるのかなとこのように思っております。私も何度か県の方に参りまして、担当者ともお話をさせていただいたところでございます。基本的には5項目の協定がございます。それにのっとった形で進めていくということが私たちの今の前提でございます。そこには当然のことながら、財政的な問題も含めてある訳でございます。それから、自然のことに関してもある訳でございます、そういうことをしっかりと鑑みながら対応してまいりたいというのが基本的な立場でございます。</p>
伊藤委員	<p>市長の立場としては、あくまでも許可権者が県なので県と協議しながら話を進める</p>

	<p>ということですが、県が許可を出すにあたり、地元の人たちの意見を反映してくれるのか。例えば、鴨川市の人口約3万2千人中、投票権を持っている人が約2万人、その2万人のうち例えば1万8千人が反対しているのに強引に許可するのか。5項目の協定を結んでいるからと、本当に安全性に問題はないのか。私の考えとしましては、市民の60パーセント、70パーセントの人が反対しているのであれば市としては、県にこの計画の許可を止めるよう懇願する方策を考えるべきではないですか。公的手続き上のものを受け取っていると、おそらくこれはできてしまうことになる。だけど、もう少しいろんな法律を考えて止めるということを考えてはいかがでしょうか。</p>
市長	<p>そういう話も議会の中でもいただいているところでございます。それは十分に私どもも承知しているところでございます。それから5項目の協定と申し上げましたが、その中には当然いわゆる計画書というものがあります。その計画においては、新基準に沿って進んでいくような方向性を示すものも話の中には出ているところでございます。そこにはしっかりと私どもも対応していきたいと、このように思っているところでございます。基本的には市民の皆様の声をしっかり反映できるような立場でもってやっていく、というのが私の考えでございます。従いまして、今後とも県と十分に協議しながら、できる限り自然災害等々も含めながら、これを検討してまいるということは事実でございます。そうした中において最終的にしかるべき時期が来たときには、当然のことながら、市としての考えは、ということは県の方からあるだろうと思っておりますので、そのときにはしっかりと答えていきたいと思っております。いろんな法的な整備、これまでの計画、あるいは協議書も含めまして、その内容等々は法的専門分野の方と相談をさせていただいて、市として何ができるのか、どこまでできるのか、その辺のところは十分に話しているところでございます。</p> <p>若干煮え切らないところであると言われるかも知れませんが、市の立場としては、ギリギリのところ踏ん張っているところでございます。許可権者である県が許可したものですので、県との協議の中で非常に微妙な立場にあるところでございます。しかしながら、私たちはあくまでも市民の暮らし、生活、これをしっかり守っていくというのが市の大きな仕事であるということは十分に認識しているところでございます。その中で、法的にできることはなにかを、市としての立場を踏まえながら対応してまいりたいというのが、基本的なスタンスとしてあるところでございます。繰り返すようでございますが、市民の皆様からそうした声をいただいているということは事実でございますし、そしてまた議員の皆様からも御質問等をいただいているということは十分に私どもも認識し、そしてその周知をしながら対応していくのが当然のこととしてあるわけでございます。そうした中で、法的専門分野の方とも相談させていただきながら対応を考えてまいりたいというところでございます。</p>
伊藤委員	鴨川市の方に、許可権者である県から構造計算書の提出はないですか。
事務局	農林水産部から副本等の送付はございます。
伊藤委員	市には構造計算書や地盤の安全性をチェックできる人はいますか。
事務局	その内容については市長が御説明する中でも触れていただきましたとおり、千葉県

	<p>の方でも相当に厳密なチェックをしていただいております。鴨川市農林水産課でも確認すると思いますがメインのチェックはやはり千葉県ということになります。</p>
<p>市長</p>	<p>そういう意味で、県としっかりと共有しながら対応してまいりたいというのが私どもの考えでございます。市がただのろしを上げればそれで済むかという問題ではないだろうと、実効的にしっかりとその対応ができるかどうかについては、まさに県と共有しながらやらなければいけないものこのように認識しております。従いまして、今伊藤委員さんが申しました計画内容等々、これがしっかりとしたものであるかどうかは、県の立場として許可権者としてしっかりとそれを認識していく、調べていく、調査していく、検証していく立場であろうと思っております。そこについては県の考え方に沿うということが基本的な考えでございます。それをまた市がチェックすることについては、今の段階では少し厳しいところであると思っております。</p>
<p>事務局</p>	<p>長時間にわたり慎重な御審議をいただきましてありがとうございます。以上をもちまして、第4回鴨川市環境審議会を閉会いたします。</p>

本会議の内容を確認したので署名する。

令和6年2月22日

会議録署名人 藤原 悟作